

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	追加議案第 5 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算(第 5 号).....	2
(2)	協議事項について	5
①	追加議案の取扱いについて.....	5
(3)	報告事項について	5
①	追加報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について.....	5
	専決第 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	5
②	令和 6 年度人事院勧告の概要について.....	6
③	新型コロナウイルス感染症予防接種事業について.....	8
④	事故報告について.....	9
⑤	「矢板市スポーツ都市宣言」について.....	9
⑥	「矢板市スポーツフェスティバル」の開催について.....	11
⑦	「矢板市生涯学習フェスティバル」の開催について.....	11
4	その他	12
5	閉会	12

日 時	令和 6 年 9 月 26 日(木)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 23 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 森 島 武 芳
- ② 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ③ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ④ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑤ 健康福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑥ 健康増進課長 高 橋 理 子
- ⑦ 市民生活部長兼生活環境課長 山 口 武
- ⑧ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長 村 上 治 良
- ⑨ 建設部長兼建設課長 柳 田 豊
- ⑩ 教育部長兼教育総務課長 佐 藤 裕 司
- ⑪ 教育監 小 原 智 江
- ⑫ 生涯学習課長 佐 藤 賢 一
- ⑬ 上下水道事務所長兼水道課長 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫 薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶をいただきます。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日追加報告事項といたしまして、市長の専決処分報告 1 件、その他追加議案といたしまして、令和 6 年度矢板市一般会計補正予算第 5 号 1 件の計 2 件を追加提出いたします。

追加議案及び追加報告事項につきましては、所管の部課長から御説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 追加議案第 5 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算(第 5 号)

○議長 3 議題に進みます。(1) 提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

追加議案第 5 号、令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、8 月 25 日から 26 日にかけての大雨によりまして被災した施設の災害復旧に係る各事業の経費の補正でございます。

それでは補正予算書の 1 ページをお願いいたします。追加議案第 5 号、令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）、以下の朗読は省略させていただきます。2 ページ、3 ページをお願いします。

第 1 表の歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、19 款の繰入金と 22 款市債で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は 8,641 万 1,000 円、歳入総額 155 億 5,941 万 5,000 円となります。歳出のほうでございますけれども、6 款の農林水産業費と 11 款災害復旧費で補正を行っております。歳出補正額の合計は 8,641 万 1,000 円、歳出総額 155 億 5,941 万 5,000 円となります。

それでは続きまして、4 ページをお願いいたします。第 2 表の地方債補正でございます。地方債の追加といたしまして、道路橋りょう災害復旧事業で、新たに 1,760 万円を起債するものでございます。

それでは続きまして、予算に関する説明書のほうで御説明いたします。予算に関する説明書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。

まず、2 の歳入でございます。19 款繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算対応のため、財政調整基金を取り崩すものでございます。これによりまして令和 6 年度の取崩額は、9,710 万 5,000 円になっております。なお、令和 6 年度末の財政調整基金の残高でございますけれども、約 15 億 9,000 万円になる見込みでございます。

次の 22 款市債でございます。道路橋りょう災害復旧事業として、1,760 万円を計上しております。こちらにつきましては、市道片岡高塩 1 号線、場所でございますけれども、県道矢板塩谷線で塩谷町のほうに行く県道がございますけれども、そちらの高塩自治公民館付近から山苗代地区を経て県道矢板那須線、片岡地区における市道がございます。高塩側の県道から市道に入った約 400 メ

ートのところ、こちらで約 35 メートルにわたり路肩の崩壊がございました。その復旧に係る経費について起債するものでございます。

それでは続きまして 6 ページ、7 ページをお願いいたします。3 の歳出でございます。初めに 6 款の農林水産業費の農道維持補修事業がございます。こちらの原材料費につきましては、市が木杭や板柵、それから大型土嚢袋、それとふとんかごという材料がございます。こちらを購入いたしまして、田んぼの畦畔等の補修を行うための材料を支給するものでございます。こちらにつきましては、市内 54 か所分の経費でございます。

11 款災害復旧費の農業用施設災害復旧費につきましては、農道の路肩等の補修工事や導水路、河川から田んぼに水を引き込む水路でございますが、その導水路の土砂撤去工事など、27 か所分の経費でございます。

次の林業施設災害復旧事業でございますが、林道 3 路線分の修繕工事や土砂撤去工事、そのほか市有林の法面復旧、保護工事などでございます。

次の道路橋りょう災害復旧事業でございますが、こちらは 16 か所分の復旧工事のほか、先ほど御説明いたしました市道片岡高塩 1 号線につきましては、今後、国の災害査定を受けることを予定しております。復旧工事に係る測量設計業務、こちらを委託料として計上しております。なお、国の災害査定で認められましたら、今後の補正予算におきまして、歳入のほうに国庫補助金を計上してまいりたいと考えております。

次に、最後、河川復旧事業でございますが、こちらは 10 か所分の復旧工事となります。

簡単ですが説明は以上となります、よろしくをお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 追加議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 追加議案の取扱いについて、御協議申し上げます。

本日、市長から追加議案1件が提出され、議長からその取扱いについて協議していただきたい旨の諮問があり、本日午前9時から第2委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

その結果、本定例会議において既に提出されている議案及び陳情の審査終了後、追加議案の提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、直ちに審議をお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

それでは、議会運営委員長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 追加報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○建設課長（柳田豊） 皆さんおはようございます。

それでは、追加報告第1号、市長の専決処分事項報告についてでございます。
この件につきましては、市道幸岡・塩田8号線上において発生した車両事故につきまして、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものでございます。

追加報告事項の1ページを御覧願います。追加報告第1号、市長の専決処分事項報告について。下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年9月26日、矢板市長森島武芳。

専決第8号でございますが、朗読を割愛させていただき、御説明させていただきます。本件は令和6年7月27日に矢板市幸岡1294番2地先の市道上におきまして、乗用車が通過した際にグレーチング跳ね上がりによる車両破損事故に対するもので、損害賠償額16万171円として令和6年9月17日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長 説明終わりました。御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

② 令和6年度人事院勧告の概要について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長 それでは続きまして、令和6年人事院勧告の概要について御報告いたします。

令和6年の勧告内容のポイントでございますけれども、人事院におきまして、

国家公務員と民間の給与を調査した結果、国家公務員の給与が民間の給与を2.76%、金額にしますと1万1,183円下回る結果となりました。そのため、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いた給料月額の上昇が勧告されておりました、本年4月に遡って適用されるというものになります。

これによりまして、初任給につきましても大幅な引き上げとなっております。大卒の初任給が19万6,200円から22万円となっております。高卒の初任給、こちらは16万6,600円から18万8,000円になります。それから、ボーナスにあたる期末勤勉手当につきましても、民間の支給割合との均衡を図るため、0.10月分を引き上げまして、期末手当と勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することが勧告されております。

また、手当関係でございますが、地域手当が見直されまして、これまで市区町村ごとに定められておりました支給地域の単位が広域化されまして、都道府県単位を基本とすることになりました。栃木県は5級地ということで4%の地域手当が支給される地域となります。

そして、扶養手当でございますが、配偶者に係る手当6,500円が廃止されるとともに、子に係る手当が現行の1万円から1万3,000円に引き上げられることとなります。なお、これらにつきましては、2年間で段階的に行われるということになります。そのほか、再任用職員の手当に関しましても変更がなされることになっております。

これら勧告に伴う本市の対応につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正の時期に合わせまして、関係条例の改正を議案として提出いたしますので、その際よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 新型コロナウイルス感染症予防接種事業について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○健康増進課長（高橋理子） 新型コロナウイルス感染症予防接種事業について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症予防接種につきましては、令和5年度までは予防接種法上の特例臨時接種と位置付けられていたため、全額国の負担におきまして実施をされておりましたが、令和6年度からはインフルエンザと同様の定期接種として重症化予防を目的に実施いたしますので、その内容につきまして御報告いたします。

対象者は本市に住所を有する65歳以上の方及び60歳から64歳までの一定の障害のある方になります。予防接種の期間は、本年10月1日から来年3月31日まで、回数は年度内に1回の接種となります。費用につきましては、接種する方が窓口で負担をする自己負担額を3,000円としております。なお、10月号の広報誌や市のホームページ、市内各医療機関において、ポスター等を掲示いただくなどして市民への周知を図ってまいります。

報告は以上です。

○議長 説明終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 事故報告について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○建設課長 道路等において発生した事故について御報告いたします。

内容につきましては、道路上においての車両破損事故でございます。事故発生日時は、令和6年8月31日午後6時30分頃、場所は矢板市中1053番4地先の市道中・安沢1号線上です。添付資料の位置図を御覧いただきながらお聞き取り願います。事故状況は舗装の劣化による陥没穴において自転車が通過した際に両輪を落としてタイヤ等が損傷したものでございます。

今後の対応につきましては、事故当事者と示談交渉に入りますが、合意が成立した場合は、専決処分などの所定の手続きを進めてまいりますので、よろしくお願いたします。なお、この事故の発生箇所につきましては、事故後、速やかに舗装穴埋め修繕を完了したところでございまして、今後とも道路上での事故再発防止に努めてまいります。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 「矢板市スポーツ都市宣言」について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○生涯学習課長(佐藤賢一) 矢板市スポーツ都市宣言について御報告をいたします。

スポーツ都市宣言の実施については、今年6月の第396回市議会定例会議における高瀬由子議員からの一般質問に対する答弁において、スポーツ都市宣言

を行う旨答弁をいたしました。その後、どのような内容とするか検討を行いまして、先日、矢板市スポーツ推進審議会において御意見などをいただきまして、宣言文などまとめましたので、御報告をするものでございます。この宣言については、本市は、スポーツを通じた健康づくりを推進するまちとして、市民の健康意識の醸成を図っていること。また、スポーツイベントや合宿の誘致などスポーツツーリズムを推進していること。併せて、今年4月に矢板市文化スポーツ複合施設が開場し、これまで以上に健康増進、スポーツツーリズムを推進していくため、スポーツ都市宣言を行うものでございます。

宣言にはサブタイトルを付けることといたしまして、一つ目のSport in lifeは、現在、スポーツ庁が使用しているものでございまして、本市においても、その実現を目指すというものでございます。また、Live with sportsにつきましては、生涯にわたってスポーツに親しんでいただくことを目指すものでございます。さらに、五つの目標を掲げまして、他の自治体の同種の宣言にうたわれております、スポーツによる健康増進、スポーツとの関わりや人とのつながり、絆を深めること、フェアプレー精神の育成に加えまして、スポーツツーリズム、来訪された方との交流、また障害の有無、国籍年齢性別などに関係なくつながりや絆を深める社会の形成、スポーツとDXの融合などを加えた宣言文といたしました。

宣言を行う日時と場所につきましては、来月の10月13日に矢板市文化スポーツ複合施設などにおきまして開催されます矢板市スポーツフェスティバルの開会式において宣言を行うことで、準備を進めているところでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 「矢板市スポーツフェスティバル」の開催について

⑦ 「矢板市生涯学習フェスティバル」の開催について

○議長 次に、⑥及び⑦について、一括で説明を求めます。

○生涯学習課長 それではまず、矢板市スポーツフェスティバルの開催について御報告をいたします。

本事業は、矢板市民体育祭の後継事業として実施をするものでございまして、地域対抗の競争型にこだわらず、多世代の市民の皆様に市スポーツ協会加盟団体によるスポーツ体験や e スポーツなど、気軽にスポーツに関われるイベントとして、今年度から矢板市スポーツフェスティバルを開催するものでございます。日時は来月 10 月 13 日午前 9 時からとなりまして、場所は矢板市文化スポーツ複合施設リアンビレッジ矢板を利用して行う予定でございます。実施する内容につきましては、バスケットボールや卓球、ソフトテニスなどの体験など、記載のとおりでございます。

次に、矢板市生涯学習フェスティバルの開催について御報告をいたします。本事業は、矢板市文化スポーツ複合施設の開業に合わせまして、今年度から実施するもので、中高生大学生などの若者に企画から運営まで参画をしていただいております。地域の方との連携・協働しながら、子供から高齢者まで多世代の市民の皆様がワクワクして表現・体験できるイベントとして矢板市生涯学習フェスティバルを開催するものでございます。日時は来月の 10 月 27 日午前 9 時から、場所は矢板市文化スポーツ複合施設を利用して行う予定でございます。実施する内容につきましては、まず体験としてパラスポーツや吹き矢など、また発表として矢板東高等学校書道部による書道パフォーマンスなど、記

載のとおり予定してございます。

二つの事業ともたくさんの市民の方にお越しいただけるよう準備を進めておりますので、議員の皆様におかれましても、お時間が許すときにお越しただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 次に、4 その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 23)

令和 年 月 日

議長